

## 確 認 書

国立大学法人名古屋工業大学（以下、「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合（以下、「組合」という。）は、教育特別手当の代替措置について、平成20年12月17日に開催された団体交渉において下記の事項に合意した。

このことを証すため、本書2通を作成し、法人と組合はそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

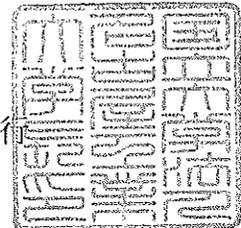
### 記

1. 法人は、本件につき手続き上の不備が生じたことに対して、遺憾の意を表す。
2. 法人は、教育特別手当の廃止に伴う給与規程の改正については、平成20年11月25日に過半数代表者の意見聴取、職員組合への説明を行い、12月8日の経営協議会、12月9日の役員会で審議・承認を経て、12月中に労働基準監督署への届け出（就業規則等の改正）を行った。
- 3-1. 法人は、平成20年度の代替措置については、従前の教育特別手当の財源25,000千円のうち、新カリキュラムに係る1年次分1/5相当分（約5,000千円）を除いた、20,000千円を財源に教育基盤経費に必要な措置を講じる。
- 3-2. 法人は、平成21年度以降の代替措置については、旧カリキュラムが終了する平成23年度までの措置とし、旧カリキュラムの学年進行に合わせて毎年、段階的に縮小し、平成24年度にゼロとする。

平成21年1月28日

国立大学法人名古屋工業大学長

松 井 信 行



名古屋工業大学職員組合執行委員長

服 部 博

